

札幌市営住宅条例及び札幌市営住宅条例施行規則の
一部改正（素案）について皆様のご意見を募集します
～パブリックコメントの実施～

意見募集期間

令和5年（2023年）10月3日（火）から
令和5年（2023年）11月1日（水）まで【必着】

公営住宅は、公営住宅法の規定に基づき、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対して、国と地方公共団体が協力し、低廉な家賃で供給する住宅です。

公営住宅の入居制度については、真に住宅に困窮する低額所得者に対して、公平かつ的確に供給されるよう、社会情勢の動向を踏まえつつ、常に見直しを行っていくことが必要です。

今回、札幌市営住宅（以下「市営住宅」という。）の入居制度のうち、現在の社会情勢や公平性の観点から、単身入居対象者、抽選優遇対象世帯、入居の手続等について、見直しを行うこととしました。

つきましては、札幌市営住宅条例（以下「条例」という。）及び札幌市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）の一部改正に係る素案をまとめましたので、この素案に対するご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮した上で条例案を策定し、市議会に上程する予定です。可決された場合は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の市営住宅の入居者募集から適用いたします。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

令和5年（2023年）10月
札幌市都市局市街地整備部住宅課

市政等資料番号
01-M01-23-1899

目 次

募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

対象者の詳しい定義・・・・・・・・・・ 10ページ

ご意見記入シート・・・・・・・・・・ 19ページ

《募集要項》

1 意見募集期間

令和5年（2023年）10月3日（火）から
令和5年（2023年）11月1日（水）まで【必着】

2 資料の配布場所

- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー（2階）
- ・札幌市都市局市街地整備部住宅課（中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係

3 意見の提出方法

最終ページの「ご意見記入シート」に記載の上、次の方法でご提出ください。

提出方法	提出先
郵送	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階 都市局 市街地整備部 住宅課
持参	同上 ※受付日時：月曜日から金曜日（祝日は除く。）の8時45分から17時15分まで
FAX	FAX 番号：011-218-5144
電子メール	メールアドレス：jutakukanri@city.sapporo.jp ※コンピューターウイルス感染を避けるためファイルは添付しないでください。

4 お問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 7階
都市局 市街地整備部 住宅課

電話 011-211-2806

FAX 011-218-5144

メールアドレス jutakukanri@city.sapporo.jp

《改正の内容》

1 単身入居対象者の追加

市営住宅への入居は原則同居親族がいることを要件としていますが、特に居住の安定を図る必要がある者については単身入居を認めており、その対象者を条例第5条第2項各号に規定しています。

一方で、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「住宅セーフティネット法」という。）では、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るべきであるとする住生活基本法の基本理念にのっとり、様々な事情により賃貸住宅の確保が困難な「住宅確保要配慮者」に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を定めています。

特に、地方公共団体に対しては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずることを責務として定めているほか、公営住宅等については、入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮することが求められています。

本市では、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進めており、住宅セーフティネットの中核的な役割を担う公営住宅においても、適正な入居機会の確保に配慮する必要があることから、単身入居を認める対象について検討した結果、住宅セーフティネット法に定める住宅確保要配慮者については、原則同居親族がいなくても単身入居を認めることとします。

また、より一層DV被害者の居住の安定を図ることにより、DV被害者に対する支援を強化するため、次ページのとおり、単身入居を認めるDV被害者の範囲を拡大することとします。

単身入居可能である者（現行）

- 高齢者 ○障がい者※ ○戦傷病者 ○原子爆弾被爆者 ○生活保護受給者
- 特定中国残留邦人等 ○海外からの引揚者 ○ハンセン病療養所入所者等
- DV 被害者（一時保護又は保護が終了した日から5年未滿の者、裁判所に申立てをして保護命令が発令された日から5年未滿の者）

※ 住宅セーフティネット法の規定に倣い、障がいの程度による要件を取り除くこととします。

追加する者

- 上表に掲げる者以外の住宅確保要配慮者のうち、市長が別に定める次の者※¹

- ・被災者 ・外国人 ・児童虐待を受けた者※² ・拉致被害者等
- ・犯罪被害者等※² ・矯正施設退所者等 ・生活困窮者
- ・児童養護施設退所者等 ・LGBT 等性的マイノリティ
- ・UIJ ターンによる転入者 ・生活支援者等

- 現在対象となっていない DV 被害者のうち、市長が別に定める次の者※³

- ・ 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者等

※¹ 住宅確保要配慮者については、対象者の拡充・変更が想定されることから、これに柔軟に対応するため、新たに追加する対象者は、別途市長が定めることとします。なお、住宅確保要配慮者のうち、ページ下部の【例外】については対象外とします。

※² これらの対象者は、住宅セーフティネット法における対象者より限定したものとします。詳しくは、12ページをご確認ください。

※³ DV 被害者のための相談機関や支援制度は多岐にわたり、対象者の拡充・変更が想定されることから、これに柔軟に対応するため、新たに追加する対象者は、別途市長が定めることとします。

【例外】住宅確保要配慮者のうち、追加しない者

災害発生市町村居住者	二次災害の危険等により住居の滅失又は損傷がない住宅から一定期間避難する者が想定されますが、このような一時的に住宅に困窮する者に対しては、応急仮設住宅の供与又は市営住宅の目的外使用許可によって居住の安定の確保を図ることとしているため
子育てしている者	子と同居していることを前提とする者であり、単身入居にならないため

注 対象者の詳しい定義は、10～14ページをご確認ください。

2 抽選優遇措置対象世帯の追加

市営住宅の入居者募集において、1戸の募集住宅に対して複数の入居申込みがあった場合には、原則公開抽選による入居者の選考を行っています。

この場合において、速やかに市営住宅に入居させる必要がある世帯については入居者の選考に係る抽選の倍率を優遇する措置（以下「抽選優遇措置」という。）をとっており、その対象世帯を条例第8条第2項各号に規定しています。

この度、抽選優遇措置の対象について見直しを行った結果、国の通知「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」（平成25年6月27日付け国住備第57号）に示されている「地方自治体が入居者の選考において優先的に取り扱うことが適当と考えられる者」は、全て住宅確保の困窮度が特に高く、速やかに市営住宅に入居させる必要がある者であると認められるため、現行の条例第8条第2項各号に定めていない「小さな子どもがいる子育て世帯」及び「犯罪被害者等世帯」についても、抽選優遇措置の対象とすることとします。

また、国及び本市における子ども・子育て政策の方針を踏まえ、「若者夫婦世帯」については、経済的不安、居住環境等が子育ての希望の実現を阻む要因になっていると考えられることから、速やかに市営住宅に入居させる必要があると判断し、新たに抽選優遇措置の対象とすることとします。

さらに、より一層DV被害者の居住の安定を図ることにより、DV被害者に対する支援を強化するため、次ページのとおり、抽選優遇措置の対象とするDV被害者世帯の範囲を拡大することとします。

抽選優遇措置対象世帯（現行）

- ひとり親世帯 ○障がい者世帯 ○高齢者世帯 ○低所得者世帯
- 長期連続応募者世帯 ○戦傷病者世帯 ○原子爆弾被爆者世帯
- 生活保護受給者世帯 ○特定中国残留邦人等世帯
- 海外からの引揚者世帯 ○ハンセン病療養所入所者等世帯
- DV 被害者世帯（一時保護又は保護が終了した日から 5 年未満の者がいる世帯、裁判所に申立てをして保護命令が発令された日から 5 年未満の者がいる世帯）
- 市長が特に認めた世帯^{※1}
 - ・多家族世帯^{※2}・多子世帯^{※2}・炭鉱離職者世帯・鉱物性じん肺者世帯
 - ・長期結核療養者世帯・東日本大震災被災者世帯・北海道胆振東部地震被災者世帯

※1 「市営住宅入居者の選考に関する抽せんに係る優遇についての取扱基準」（平成 16 年 8 月 16 日都市局長決裁）において対象を定めています。

※2 今後も引き続き抽選優遇措置の対象とすることが適当と判断されるものであるため、この度の改正において併せて条例に規定することとします。

追加する世帯

- 小さな子どもがいる子育て世帯 ○犯罪被害者等世帯 ○若者夫婦世帯
- 現在対象となっていない DV 被害者世帯のうち、市長が別に定める次の世帯[※]
 - ・婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者等がいる世帯
 - ・母子生活支援施設における保護が終了した日から 5 年未満の者がいる世帯

※ DV 被害者のための相談機関や支援制度は多岐にわたり、対象世帯の拡充・変更が想定されることから、これに柔軟に対応するため、新たに追加する対象世帯は、別途市長が定めることとします。

注 対象世帯の詳細な定義は、15～17ページをご確認ください。

3 連帯保証人の廃止

国は、身寄りのない単身高齢者等の保証人の確保が困難な方の増加を背景に、連帯保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないように、連帯保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきであるとしています。

現在、市営住宅への入居に当たっては、連帯保証人の確保を入居の要件としつつ、特別の事情があると認めるときは、その確保を猶予することとしています。

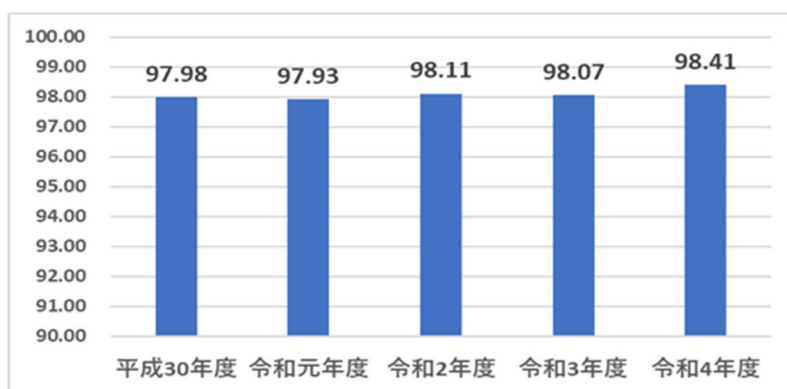
この度、国の方針を踏まえて連帯保証人の必要性について検討した結果、近年連帯保証人の確保を猶予する世帯が増加傾向にある一方で、家賃の収納率に大きな変化は見られないことから、連帯保証人の確保は債務保証の面で必須であるとまではいえず、むしろ入居の支障となり得るため、連帯保証人の確保を要しないこととします。

なお、これまで入居者の緊急時には、連帯保証人に対して連絡を行うことがありましたが、連帯保証人に代わる連絡先として、入居時に提出する誓約書において緊急連絡先の記載を求めることとします。

<全入居世帯に占める猶予世帯の推移（過去5年）>（各年度末現在）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
全入居世帯	24,476	24,171	23,804	23,313	22,713
うち猶予世帯	922	998	1,143	1,207	1,290
猶予率	3.77 %	4.13 %	4.80 %	5.18 %	5.68 %

<収納率の推移（過去5年）>（単位%）



4 単身向け住宅の面積要件の見直し

市営住宅は、単身向け住宅への応募倍率が高く、令和5年度前期募集においては、家族向け住宅への応募倍率の約4倍の応募倍率となっております。

加えて、単身入居を認める対象を拡大することを踏まえると、今後ますます倍率が高くなることが想定されます。

このような状況を改善するため、単身向け住宅と家族向け住宅の戸数比率を見直し、単身向け住宅の戸数を増やすこととします。

そのため、規則において、現在単身向け住宅の面積は 55m^{*1} 以下と定めておりますが、これを 57.4m^{*2} 以下に拡大することとします。

<見直しの対象となる単身向け住宅と家族向け住宅の戸数>

	見直し前	見直し後
単身向け	8,677	10,371
家族向け	17,849	16,155
合計	26,526	26,526

単身向け住宅が
約1,700戸増加

<令和5年度前期募集状況において試算した募集戸数と倍率への影響>

【見直し前】

	申込者数	募集戸数	倍率
単身向け	1,488	37	40.2
家族向け	1,505	152	9.9

【見直し後】

	申込者数	募集戸数	倍率
単身向け	1,488	54	27.6
家族向け	1,505	135	11.1

単身向け住宅が17戸増し、倍率が40.2倍⇒27.6倍に改善

※1 「 55m^2 」は、住生活基本計画（全国計画）における一般型誘導居住面積水準（単身者）の数値を採用しております。

※2 「 57.4m^2 」は、北海道住生活基本計画（都道府県計画）における一般型誘導居住面積水準（単身者）の数値を採用しております。

《対象者の詳しい定義》

1 単身入居対象者の追加

【単身入居可能である者（現行）】

対象者	詳しい定義
高齢者	60歳以上の者
障がい者	<p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の区分に応じ、当該アからウまでに定める障害の程度であるもの</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>※住宅セーフティネット法の規定に倣い、この度の改正において、障がいの程度による要件を取り除くこととします。</p>
戦傷病者	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度であるもの
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

<p>特定中国残留邦人等</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p>
<p>海外からの引揚者</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する中国残留邦人等で永住帰国した日から起算して5年を経過していないもの</p>
<p>ハンセン病療養所入所者等</p>	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>
<p>DV被害者 （一時保護又は保護が終了した日から5年未満の者、裁判所に申立てをして保護命令が発令された日から5年未満の者）</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>

【追加する者】

対象者	詳しい定義
被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害（発生した日から起算して3年を経過していないものに限る。）により滅失又は損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者 ・著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失又は損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者
外国人	日本の国籍を有しない者
児童虐待を受けた者	<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者であって、現に児童相談所における自立の支援等が行われている者（児童養護施設退所者等を除く。）</p> <p>※保護者からの分離措置等が必要な程度の児童虐待に係る主な対応機関が児童相談所であることを踏まえた単身入居の要件としています。なお、入居者が未成年者である場合は、入居の際に法定代理人の同意を得る必要があります。</p>
拉致被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等
犯罪被害者等	<p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（イにおいて「犯罪等」という。）により収入が減少した者</p> <p>イ 現に居住する住居又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住居に居住することが困難となった者</p> <p>※犯罪被害者等基本法第16条の規定において、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、公営住宅への入居における特別の配慮等が求められていることを踏まえた単身入居の要件としています。</p>
矯正施設退所者等	更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第85条第1項（売春防止法第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者

生活困窮者	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項第3号に規定する事業による援助を受けている者
児童養護施設退所者等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童自立生活援助の実施若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託が解除された者又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設を退所した者
LGBT等性的マイノリティ	性自認が出生時に割り当てられた性と一致しない者、性的指向が異性に限らない者その他の典型的とされてきた性の在り方にとらわれない者
U1Jターンによる転入者	<p>本市におけるU1Jターン就職移住支援事業における移住支援金の居住元に関する要件*を満たす者であって、札幌市に転入しようとする者又は転入してから5年以内である者</p> <p>※次のア又はイの要件を満たす者</p> <p>ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。</p> <p>ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p>
生活支援者等	住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者に対して行う生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等

<p>DV 被害者 (婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者等)</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条の2に規定する関係にある相手を含む。イにおいて同じ。)からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者</p> <p>イ アに掲げる者を除くほか、配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者</p>
---	--

【住宅確保要配慮者のうち、追加しない者】

対象者	詳しい定義
<p>災害発生市町村居住者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害(発生した日から起算して3年を経過していないものに限る。)に際し災害救助法(昭和22年法律第108号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者(被災者を除く。) ・著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害に際し災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(国土交通大臣が定めるものを除く。)又はこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者(被災者を除く。)
<p>子育てしている者</p>	<p>子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)を養育している者</p>

2 抽選優遇措置対象世帯の追加

【抽選優遇措置対象世帯（現行）】

対象世帯	詳しい定義
ひとり親世帯	20歳未満の子を現に扶養している寡婦又は寡夫の世帯
障がい者世帯	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者又は親族である障害者と同居し、若しくは同居しようとする者で市長が定めるものがある世帯
高齢者世帯	60歳以上の者及びその親族で市長が定める者のみからなる世帯
低所得者世帯	市長が定める基準の収入以下の低額所得者世帯
長期連続応募者世帯	長期にわたり連続して市営住宅に応募している世帯
戦傷病者世帯	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度であるものがある世帯
原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯
生活保護受給者世帯	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の世帯
特定中国残留邦人等世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項に規定する支援給付を含む。）を受けている世帯
海外からの引揚者世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する中国残留邦人等で永住帰国した日から起算して5年を経過していないものがある世帯

ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯
DV被害者世帯 (一時保護又は保護が終了した日から5年未満の者がいる世帯、裁判所に申立てをして保護命令が発令された日から5年未満の者がいる世帯)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するものがある世帯 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は同法第5条(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項(同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
大家族世帯	次のいずれかに当てはまる世帯 ア 入居しようとする者が5人以上いる世帯 イ 60歳以上の者又は16歳以上の子がいる世帯で、入居しようとする者が4人以上いる世帯
多子世帯	入居しようとする者の中に18歳未満の者が3人以上いる世帯
炭鉱離職者世帯	入居しようとする者の中に、炭鉱離職者求職手帳の交付を受けている者で次のア又はイのいずれかに当てはまるものがある世帯 ア 移転就職者用宿舎に入居している者 イ 公共職業安定所の紹介により就職して2年を経過していない者
鉱物性じん肺者世帯	入居しようとする者の中に、鉱物性粉じんにより、じん・けい肺になった者がいる世帯
長期結核療養者世帯	入居しようとする者の中に、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の者がいる世帯
東日本大震災被災者世帯	入居しようとする者の中に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)に基づく支援対象避難者で、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」の交付を受けられる者がいる世帯
北海道胆振東部地震被災者世帯	北海道胆振東部地震により居住家屋が被災し、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と認定された世帯

【追加する世帯】

対象世帯	詳しい定義
<p>小さな子どものいる子育て世帯</p>	<p>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を現に扶養している世帯</p>
<p>犯罪被害者等世帯</p>	<p>犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等でア又はイのいずれかに該当する者がいる世帯 ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（イにおいて「犯罪等」という。）により収入が減少した者 イ 現に居住する住居又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住居に居住することが困難となった者</p>
<p>若者夫婦世帯</p>	<p>入居しようとする者及び同居しようとする者が夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であり、入居の申込みをする日における夫婦の年齢の合計が70以下である世帯</p>
<p>DV被害者世帯 （婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者等がいる世帯）</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するものがある世帯 ア 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条の2に規定する関係にある相手を含む。イにおいて同じ。）からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者 イ アに掲げる者を除くほか、配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者</p>
<p>DV被害者世帯 （母子生活支援施設における保護が終了した日から5年未満の者がいる世帯）</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者であって、児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者がいる世帯</p>

《メモ》
